

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

道人事委員会規則

○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則……	1
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則……………	5
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	11
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	12
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	13
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	14
○北海道人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則……………	14

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正……………	15
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	15
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	15
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正……………	15

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 6－38

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則 6－6）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の監査委員の項中「課長の職」を「課長の職及びこれに相当する職として人事委員会が認める職」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1174

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－27）の一部を次のように改正する。

別記様式その 3 中「64」を「62」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1175

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－29）の一部を次のように改正する。

別記様式その 2 の 2 中「64」を「62」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1176

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－137）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「道職員給与条例第10条の2第1項の規定」を「同条の規定」に改め、同条に次の1項を加える。

3 道職員給与条例第8条の2第1項第3号に規定する職は、道職員給与条例別表第4イ医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第3条を次のように改める。

（職員の範囲）

第3条 道職員給与条例第8条の2第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者）にあっては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあっては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあっては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの

(2) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が、大学卒業の日から17年を経過するまでの期間内に行われたもの

第4条第2号中「前条」の次に「第1号」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 前条第2号に規定する期間内に新たに第2条第3項に規定する職を占めることとなった職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの

第5条中「35年」の次に「（第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年）」を加える。

第6条第1項中「35年」の次に「（第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年）」を、「4年（）」の次に「第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって、」を加える。

第7条中「35年」の次に「（第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては15年）」を加え、「同項」を「前条第1項」に改める。

第9条中「経過期間」を「第3条第1号に規定する経過期間（第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては、第3条第2号に規定する期間）」に改める。

第10条中「（以下「国家公務員等」という。）」を削り、「人事委員会が定めるものが」を「人事委員会が定めるもの（以下「国家公務員等」という。）が第2条第1項又は第2項に規定する職を占める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員
1 年 未 満	410,900 ^円	306,000 ^円	50,000 ^円	36,400 ^円
1年以上2年未満	410,900	306,000	50,000	36,400
2年以上3年未満	410,900	306,000	50,000	36,400
3年以上4年未満	410,900	306,000	50,000	36,400
4年以上5年未満	410,900	306,000	50,000	36,400
5年以上6年未満	410,900	306,000	50,000	36,400
6年以上7年未満	410,900	306,000	48,200	36,400
7年以上8年未満	410,900	306,000	46,400	36,400
8年以上9年未満	410,900	306,000	44,600	36,400
9年以上10年未満	410,900	306,000	42,800	36,400
10年以上11年未満	410,900	306,000	41,000	30,300
11年以上12年未満	410,900	306,000	39,200	24,200
12年以上13年未満	410,900	306,000	37,400	18,100
13年以上14年未満	410,900	306,000	35,600	12,000
14年以上15年未満	410,900	306,000	34,200	6,000
15年以上16年未満	410,900	306,000	32,800	
16年以上17年未満	406,500	302,700	31,400	
17年以上18年未満	402,100	299,400	30,000	
18年以上19年未満	397,700	296,100	28,600	

19年以上20年未満	393,300	292,800	27,200	
20年以上21年未満	388,900	289,500	25,800	
21年以上22年未満	369,600	275,800	25,200	
22年以上23年未満	349,900	261,800	24,600	
23年以上24年未満	330,700	248,400	23,700	
24年以上25年未満	311,400	234,600	23,100	
25年以上26年未満	292,000	221,000	22,500	
26年以上27年未満	269,400	203,400	21,900	
27年以上28年未満	247,200	186,400	21,300	
28年以上29年未満	224,900	169,200	20,600	
29年以上30年未満	202,200	151,600	20,300	
30年以上31年未満	177,500	133,700	19,900	
31年以上32年未満	152,700	115,500	19,300	
32年以上33年未満	128,200	97,700	18,500	
33年以上34年未満	90,200	71,700	17,600	
34年以上35年未満	55,000	47,500	16,900	

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1177

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

別表第1家畜保健衛生所の項中「及び室長」を削り、同表肢体不自由児総合療育センターの項中「総看護師長、」を削り、同表中央乳児院の項を削り、同表向陽学院及び大沼学園の項を次のように改める。

向陽学院及び大沼学園	(1) 寮において児童と起居を共にする児童自立支援専門員	4
	(2) 児童自立支援専門員（(1)に掲げる者を除く。）	3
	(3) 児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする福祉指導員	
	(4) 寮において児童と起居を共にする児童生活支援員	
	(5) 児童生活支援員（(4)に掲げる者を除く。）	2
	(6) 自立支援課長	
	(7) 院長又は園長	1

別表第1市町村立の小学校及び中学校の項中第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において、教育に直接従事することを本務とする職員

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1178

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表本庁の項中

「

総括文書専門員	3種
---------	----

」を削り、

「主幹」を「主幹
主任文書専門員」に改め、同表肢体不自由児総合療育センターの項中

「

庶務課長 総看護師長	5種
---------------	----

」を

総看護師長	4 種	に改め、同表中央乳児院
庶務課長	5 種	

の項を削り、同表向陽学院の項及び大沼学園の項中

庶務課長	5 種	を
------	-----	---

自立支援課長	4 種	に改め、同表競馬事務所
--------	-----	-------------

の項を削り、同表北方建築総合研究所の項中「企画指導室長」を「室長」に改める。

別表第 1 イの表教育研究所の項中「庶務課長」を「管理課長
研究主幹」に改め、同表教育研究所附

属情報処理教育センターの項中

センター長	3 種	を
-------	-----	---

センター次長	5 種	に改め、同表理科教育セ
--------	-----	-------------

ンターの項を次のように改める。

教育研究所附属理 科教育センター	センター次長	5 種
---------------------	--------	-----

別表第 1 オの表監査委員事務局の項中「課長」を「課長
監査参事」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1179

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－280）の一部を次のように改正する。
第14条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 動脈硬化性心臓疾患
- (2) 悪性新生物

(3) 高血圧症による中枢神経系の血管損傷

第14条第 2 項中「その他人事委員会が特に必要と認めるもの」を削る。

第16条の 3 及び第16条の 4 中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第22条の 2 第 3 項中「8 時間に18」を「毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの間における
道職員勤務時間等条例第10条及び学校職員勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休
日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除
く。）の日数に相当する数の合計に 7 時間45分」に改め、同条第 4 項中「8 時間」を「7 時
間45分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の給与の支給に関する規則（以下「改正
前の規則」という。）第14条第 1 項に掲げる疾病のうちこの規則による改正後の給与の支
給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第14条第 1 項に掲げる疾病以外の疾病
（以下「旧 1 項疾病」という。）により病気休暇の承認を受けている職員又はこの規則の
施行の日（以下「施行日」という。）の前日から旧 1 項疾病による病気休暇の承認を受け
ていた職員で施行日以後に引き続き病気休暇の承認を受けることとなったものの、施行日
から起算して90日を経過するまでの間の改正後の規則第14条第 1 項各号の規定の適用につ
いては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第14条第 2 項に掲げる疾病のうち改正後の規則第
14条第 2 項に掲げる疾病以外の疾病（以下「旧 2 項疾病」という。）にかかり法第28条第
2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされている職員又は施行日の前日から旧 2 項疾
病にかかり当該事由に該当して休職にされている職員で施行日以後に引き続き当該事由に
該当して休職にされたものの、施行日から起算して 3 月を経過するまでの間の改正後の規
則第14条第 2 項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により難い特別の事情があるときは、任命権
者はその都度人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1180

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正
する。

別表アの表網走の項中

「	斜里町ウトロ東	ウトロ診療所	」を
「	斜里町ウトロ東 斜里町ウトロ西	ウトロ診療所 環境生活部環境局自然環境課斜里町分室	」に改め、同表

に次のように加える。

根室	羅臼町栄町	環境生活部環境局自然環境課羅臼町分室	1級地
----	-------	--------------------	-----

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1181

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則 7-404）の一部を次のように改正する。

第6条中「、乳児院」を削る。

第7条中「、家畜保健衛生所又は競馬事務所」を「又は家畜保健衛生所」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1182

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-1107）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則別表中「100分の16」を「100分の17」に、「100分の13」を「100分の14」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1183

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1エの表3級の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

別表第1オの表2級の項の次に次のように加える。

特 2 級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務
-------	------------------

別表第2エの表中「

教	頭
---	---

」を「

副	校	長
教	頭	

」に改める。

別表第2オの表を次のように改める。

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

オ 中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
校 長	大 学 卒		0	別に定める	別に定める	別に定める
	短 大 卒		0	別に定める	別に定める	別に定める
教 頭	大 学 卒		0	別に定める	別に定める	
	短 大 卒		0	別に定める	別に定める	
主 幹 教 諭	大 学 卒		0	別に定める		
	短 大 卒		0	別に定める		

教 養 栄 講 師 (任用の期限を付 さないものに限る。)	大 学 卒	----- 0			
	短 大 卒	----- 0			
講 師 (任用の期限を付 さないものを除く。)	大 学 卒	----- 0	別に定める		
	短 大 卒	----- 0	別に定める		
	高 校 卒	----- 0	別に定める		

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、高等学校教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

別表第7オの表を次のように改める。

オ 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1

15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	38	10	38	1
47	39	11	39	1

48	40	12	40	1	81	59	45	73	25
49	41	13	41	1	82	59	46	74	25
50	41	14	42	1	83	60	47	75	26
51	42	15	43	1	84	60	48	76	26
52	42	16	44	1	85	61	49	77	27
53	43	17	45	1	86	61	50	78	27
54	43	18	46	1	87	61	51	79	28
55	44	19	47	1	88	62	52	80	28
56	44	20	48	1	89	62	53	81	29
57	45	21	49	1	90	62	54	82	29
58	46	22	50	2	91	63	55	83	30
59	47	23	51	3	92	63	56	84	30
60	48	24	52	4	93	63	57	85	31
61	49	25	53	5	94	64	58	86	31
62	49	26	54	6	95	64	59	87	32
63	50	27	55	7	96	64	60	88	32
64	50	28	56	8	97	65	61	89	33
65	51	29	57	9	98	65	61	90	33
66	51	30	58	10	99	65	62	91	34
67	52	31	59	11	100	65	62	92	34
68	52	32	60	12	101	66	63	93	35
69	53	33	61	13	102	66	63	94	35
70	53	34	62	14	103	66	64	95	36
71	54	35	63	15	104	66	64	96	36
72	54	36	64	16	105	67	65	97	37
73	55	37	65	17	106	67	66	98	
74	55	38	66	18	107	67	67	99	
75	56	39	67	19	108	67	68	100	
76	56	40	68	20	109	68	69	101	
77	57	41	69	21	110	68	70		
78	57	42	70	22	111	68	71		
79	58	43	71	23	112	68	72		
80	58	44	72	24	113	69	73		

114	69	73		
115	69	74		
116	69	74		
117	70	75		
118	70	75		
119	70	76		
120	70	76		
121	71	77		
122	71	78		
123	71	79		
124	71	80		
125	72	81		
126		81		
127		82		
128		82		
129		83		
130		83		
131		84		
132		84		
133		85		
134		86		
135		87		
136		88		
137		89		
138		89		
139		90		
140		90		
141		91		
142		91		
143		92		
144		92		
145		93		
146		94		

147		95		
148		96		
149		97		

（北海道職員等の旅費支給規則の一部改正）

第2条 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7－6）の一部を次のように改正する。

別表第1（その1）を次のように改める。

別表第1（その1）（第2条関係）

行政職給料表の各級に相当する他の給料表の職務の級

行政職 給料表	公 安 職 給 料 表	海 事 職 給 料 表	教育職給料表 (高校)	教育職給料表 (中・小)	研 究 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表(1)	医 療 職 給 料 表(2)	医 療 職 給 料 表(3)	その他
10 級									
9 級					5級の5号 俸以上	4 級			
8 級	9 級		4 級		5級の4号 俸以下	3級の5号 俸以上			
7 級	8 級		3 級	4 級 3級の17号俸 以上		3級の4号 俸以下	7 級	7 級	
6 級	7 級		2級の49号俸 以上	3級の9号俸 から16号俸ま で 特2級の25号 俸以上	4 級 3級の13号 俸以上	2級の13号 俸以上	6 級	6 級	
5 級	6 級	5 級	2級の41号俸 から48号俸ま で	3級の8号俸 以下 特2級の17号 俸から24号俸 まで 2級の53号俸 以上	3級の5号俸 から12号俸 まで	2級の9号俸 から12号俸 まで	5 級	5 級	
4 級	5 級	4 級	2級の37号俸 から40号俸ま で	特2級の9号俸 から16号俸ま で 2級の45号俸 から52号俸ま で	3級の4号俸 以下	2級の8号俸 以下 1級の25号俸 以上			
3 級	4 級	3 級	2級の25号俸 から36号俸ま で	特2級の8号俸 以下 2級の37号俸 から44号俸ま で	2級の25号俸 以上	1級の13号俸 から24号俸 まで	4 級 3級の5号俸 以上	4 級 3級の5号俸 以上	
2 級	3級の9号俸 以上 2級の33号俸 以上 1級の41号俸 以上	2級の9号俸 以上	2級の9号俸 から24号俸ま で 1級の41号俸 以上	2級の21号俸 から36号俸ま で 1級の41号俸 以上	2級の9号俸 から24号俸 まで 1級の45号俸 以上	1級の12号俸 以下	3級の4号俸 以下 2級の9号俸 以上	3級の4号俸 以下 2級の29号俸 以上	

1 級	3級の8号俵以下 2級の32号俵以下 1級の40号俵以下	2級の8号俵以下 1級	2級の8号俵以下 1級の40号俵以下	2級の20号俵以下 1級の40号俵以下	2級の8号俵以下 1級の44号俵以下		2級の8号俵以下 1級	2級の28号俵以下 1級	賃金をもって雇用される者
-----	------------------------------------	----------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	--	----------------	-----------------	--------------

- 備考 1 この表中「教育職給料表（高校）」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。
- 2 この表中「教育職給料表（中・小）」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。
- 3 この表中「医療職給料表(3)」とは、道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。
- 4 この表中「その他」とは、賃金をもって雇用される者のうち、給料が日額で定められている者をいう。

別表第1（その2）中

4 級
3 級
2 級

を

4 級
3 級
特2級
2 級

に改める。

（船員等の旅費の支給に関する規則の一部改正）

第3条 船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－85）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区		分							航海日当			
海事職給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表（高校）	教育職給料表（中・小）	研究職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	第1区	第2区	第3区	第4区
5 級 4 級	10 級 9 級 8 級 7 級 6 級 5 級 4 級	9 級 8 級 7 級 6 級 5 級	4 級 3 級 2級の37号俵以上	4 級 3 級 特2級の9号俵以上 2級の45号俵以上	5 級 4 級 3 級	4 級 3 級 2 級 1級の25号俵以上	7 級 6 級 5 級	7 級 6 級 5 級	円	円	円	円
3 級	3 級	4 級	2級の25号俵から36号俵まで	特2級の8号俵以下 2級の37	2級の25号俵以上	1級の13号俵から24号俵まで	4 級 3級の5号俵以上	4 級 3級の5号俵以上	910	1,370	1,710	2,570

				号俵から 44号俵ま で								
2 級 1 級	2 級 1 級	3 級 2 級 1 級	2 級の24 号俵以下 1 級	2 級の36 号俵以下 1 級	2 級の24 号俵以下 1 級	1 級の12 号俵以下	3 級の4 号俵以下 2 級 1 級	3 級の4 号俵以下 2 級 1 級	750	1,130	1,410	2,120

- 備考 1 この表中「教育職給料表（高校）」とは、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。
- 2 この表中「教育職給料表（中・小）」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。
- 3 この表中「医療職給料表(3)」とは、道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員に対するこの表の適用については、当該職員が北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7－6）第2条の規定による行政職給料表の各職務の級に相当する職務の級を受けているものとみなす。
- 5 船長及び水産課程の実習担当教諭に対しては、航海日当定額の5割相当額を、副船長、実習管理監及び機関長に対しては、航海日当定額の2割相当額をそれぞれ加算するものとする。この場合において、加算する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 東経138度北緯46度、東経144度北緯41度20分、東経160度北緯41度20分、東経160度北緯60度及び東経138度北緯60度の各点を順次に結んでできる折線に囲まれた海域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する港の区域を除く。）を12月1日から翌年の3月31日までの間に航行する場合は、当該海域を航行する日に限り、航海日当定額の5割相当額を加算するものとする。この場合において、加算する額に1円未満の端数があるときは、前項後段の規定を準用する。

（北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第4条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－28）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中等教育学校の校長」の次に「、副校長」を、「小学校の校長、教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第5条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7－188）の一部を次のように改正する。

3 級	特2級	3 級
9,600円		9,600円

別表第2中

9,400円		9,400円
10,600円		10,600円
12,000円		12,000円
11,600円	11,200円	11,600円
10,900円		10,900円
14,500円		14,500円
9,100円		9,100円
9,700円		9,700円

を

に改める。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第6条 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1イの表高等学校の項、中等教育学校の項及び特別支援学校の項中

「校長」を「校長
副校長」に改める。

（給与の支給に関する規則の一部改正）

第7条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

別表第2 高等学校教育職給料表中学校及び小学校教育職給料表の項中

職務の級3級の職員	100分の10	を
-----------	---------	---

職務の級3級及び特2級の職員	100分の10（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15）	に改める。
----------------	------------------------------------	-------

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第8条 給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則7-404）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「校長」の次に「副校長」を加える。

第4条第1項第1号中「教頭」の次に「主幹教諭」を加える。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第9条 義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	3 級	「	特 2 級	3 級	に改める。
		円		円	円	
		8,400		6,800	8,400	
		8,800		7,400	8,800	
		9,100		7,700	9,100	
		9,800		7,900	9,800	
		10,100		8,700	10,100	
		10,400		9,000	10,400	
		10,700		9,300	10,700	
		11,100		9,900	11,100	
		11,400		10,100	11,400	
		11,700		10,700	11,700	
		11,900		10,900	11,900	
		12,200		11,100	12,200	
		12,600		11,400	12,600	
		12,900		11,600	12,900	
		13,200		12,000	13,200	
		13,500		12,200	13,500	
		13,700		12,700	13,700	
		14,000		12,900	14,000	
		14,200		13,100	14,200	
		14,400		13,400	14,400	
		14,600		13,600	14,600	
		14,800		13,700	14,800	
		14,900		13,900	14,900	
		15,100		14,100	15,100	
		15,100		14,300	15,100	
		15,100		14,400	15,100	
		15,100		14,400	15,100	
				14,500		

10,100		8,900	10,100

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道職員等の旅費支給規則及び船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-69

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第3条の2第1項を次のように改める。

任命権者は、条例第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を45分とすることができる。

- 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして次に掲げる場合のいずれにも該当する者である職員を除く。次号において同じ。）が当該子を養育する場合
ア 就業していない場合（就業日数が1月について3日以下の場合を含む。）

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態にない場合

ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定がなく、又は産後8週間を経過している場合

- 小学校に就学している子のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合
- 条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が要介護者を介護する場合
- 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤について職員の住居を出発した時刻から始業の時刻までの時間と退勤について終業の時刻から職員の住居に到着するまでの時間を合計した時間（人事委員会が別に定める時間に限る。）が、始業の時刻を遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより30分以上短縮されると認められる場合（始業及び終業の時刻を変更することにより、当該合計した時間を30分以上短縮できる場合を除く。）
- 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女子職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

第3条の2第2項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の申出をした職員において、前項各号に掲げる場合に該当しないこととなる事由が生じた場合には、当該職員は遅滞なく、その旨を任命権者に届出なければならない。

3 任命権者は、第1項の申出及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めるなどその内容について確認することができる。

4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第2項本文の規定の適用を受ける職員のうち条例第6条第3項の規定により任命権者が休憩時間を一斉に与えないことができる職員は、人事委員会が別に定める機関に勤務する職員とする。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（休憩時間）

第3条の3 条例第7条の休憩時間は、できる限り始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで、休憩時間の終わる時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで若しくは終業の時刻の直前の休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間がそれぞれおおむね4時間である場合又は始業の時刻から終業の時刻まで連続する正規の勤務時間がおおむね4時間である場合に、これらの正規の勤務時間に15分を置くものとする。ただし、1回の勤務における休憩時間は、当該勤務に割り振られた勤務時間を考慮して2回以内において人事委員会が定める回数とする。

2 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

第6条の2第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第9条第2項を削り、同条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間未満」を「1分未満」に改め、同項第4号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条第1項第2号中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同項第5号中「6日」を「5日」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6)及び(7) 削除

第11条第1項第17号中「配偶者又は一親等の血族」を「父母」に改め、同項第20号中「必要と認められる」を「7日の範囲内の」に改め、同項第23号を削り、同条第4項中「休暇」の次に「（以下この条において「特定休暇」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第11条第6項中「8時間以上」を「7時間45分以上」に改め、同条第7項中「第1項第13号から第15号までの休暇」を「特定休暇」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「1時間未満」を「1分未満」に改め、同項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第13条第5項中「第1項第13号から第15号までの休暇」を「特定休暇」に改める。

第22条中「第3項まで」の次に「、第3条の3第1項」を、「振替等」の次に「、休息時間」を加える。

別表第2の(7)の項及び(8)の項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

別表第3の配偶者の項中「10日」を「7日」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第14号）附則第2項に規定する再任用短時間勤務職員に対するこの規則による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第3条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「ときは」とあるのは、「とき、又は北海

道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第14号）附則第2項に規定する再任用短時間勤務職員から申出があり、かつ、他の職員の勤務の形態との権衡上必要があると認められるときは」と読み替えるものとする。

- 条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員で4週間の勤務時間の合計が116時間15分となるものに付与される年次有給休暇の日数については、新規則第6条の2の規定にかかわらず、当分の間、20日とする。

（特別休暇に関する経過措置）

- 新規則第11条第1項第5号、第16号、第17号及び第20号の規定は、この規則の施行の日以後に任命権者が承認する特別休暇について適用し、同日前に承認された特別休暇については、なお従前の例による。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正）

- 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則18-0）の一部を次のように改正する。

第10条中「午後0時15分」を「正午」に改める。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-70

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第3条の2第1項を次のように改める。

教育委員会は、条例第7条第2項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を45分とすることができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして次に掲げる場合のいずれにも該当する者である職員を除く。次号において同じ。）が当該子を養育する場合

ア 就業していない場合（就業日数が1月について3日以下の場合を含む。）

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態にない場合

ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定がなく、又は産

後8週間を経過している場合

- (2) 小学校に就学している子のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合
- (3) 条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が要介護者を介護する場合
- (4) 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤について職員の住居を出発した時刻から始業の時刻までの時間と退勤について終業の時刻から職員の住居に到着するまでの時間を合計した時間（人事委員会が別に定める時間に限る。）が、始業の時刻を遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより30分以上短縮されると認められる場合（始業及び終業の時刻を変更することにより、当該合計した時間を30分以上短縮できる場合を除く。）
- (5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女子職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

第3条の2第2項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の申出をした職員において、前項各号に掲げる場合に該当しないこととなる事由が生じた場合には、当該職員は遅滞なく、その旨を教育委員会に届出なければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の申出及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めるなどその内容について確認することができる。
- 4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第2項本文の規定の適用を受ける職員のうち条例第7条第3項の規定により教育委員会が休憩時間を一斉に与えないことができる職員は、人事委員会が別に定める学校に勤務する職員とする。

第6条の2第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第9条第2項を削り、同条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間未満」を「1分未満」に改め、同項第4号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条第1項第2号中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同項第5号中「6日」を「5日」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6)及び(7) 削除

第11条第1項第17号中「配偶者又は一親等の血族」を「父母」に改め、同項第20号中「必要と認められる」を「7日の範囲内の」に改め、同項第23号を削り、同条第4項中「休暇」

の次に「（以下この条において「特定休暇」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第11条第6項中「8時間以上」を「7時間45分以上」に改め、同条第7項中「第1項第13号から第15号までの休暇」を「特定休暇」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「1時間未満」を「1分未満」に改め、同項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第13条第5項中「第1項第13号から第15号までの休暇」を「特定休暇」に改める。

別表第2の(7)の項及び(8)の項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

別表第3の配偶者の項中「10日」を「7日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 2 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第34号）附則第2項に規定する再任用短時間勤務職員に対するこの規則による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第3条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「ときは」とあるのは、「とき、又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第34号）附則第2項に規定する再任用短時間勤務職員から申出があり、かつ、他の職員の勤務の形態との権衡上必要があると認められるときは」と読み替えるものとする。
- 3 条例第2条に規定する再任用短時間勤務職員で4週間の勤務時間の合計が¹116時間15分となるものに付与される年次有給休暇の日数については、新規則第6条の2の規定にかかわらず、当分の間、20日とする。
（特別休暇に関する経過措置）
- 4 新規則第11条第1項第5号、第16号、第17号及び第20号の規定は、この規則の施行の日以後に教育委員会が承認する特別休暇について適用し、同日前に承認された特別休暇については、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14－54

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中央乳児院の事項を削り、同項向陽学院の事項及び大沼学園の事項中「庶務課長」を「庶務課長 自立支援課長」に改め、同項食品加工研究センターの事項中「総務課長」を「総務課長 研究参事」に改め、同項競馬事務所の事項を削り、同表教育庁の項本庁の事項中「教職員課の教員の評価制度に係る事務を担当する主査 給与課の給与及び旅費の制度に係る事務を担当する主査」を「給与課の給与及び旅費の制度に係る事務を担当する主査」に改め、同項教育研究所の事項中「庶務課長」を「管理課長 研究主幹」に、「センター長」を「センター長 センター次長」に改め、同項理科教育センターの事項を削り、同項中

高等学校	校長 教頭 事務長
中等教育学校	
特別支援学校	

高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
中等教育学校	
特別支援学校	

同表監査委員事務局の項中「課長」を「課長 監査参事 専門参事」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16－15

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

公立大学法人札幌医科大学

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（平成 9 年 6 月27日に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構という名称で設立された法人をいう。）

財団法人新千歳空港周辺環境整備財団（平成 6 年 6 月 1 日に財団法人新千歳空港周辺環境整備財団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道科学技術総合振興センター（昭和63年 6 月 2 日に財団法人北海道地域技術振興センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道建設技術センター（平成 5 年 5 月12日に財団法人北海道建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道公立学校教職員互助会（昭和51年10月25日に財団法人北海道公立学校教職員互助会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道地域総合振興機構（昭和63年 7 月 1 日に財団法人北海道地域総合振興機構という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道農業開発公社（昭和45年 6 月 1 日に財団法人北海道農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）

社会福祉法人北海道社会事業協会

社団法人釧路市医師会（昭和23年 2 月 9 日に社団法人釧路市医師会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道観光振興機構（昭和37年 9 月27日に社団法人北海道観光連盟という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道軽種馬振興公社（昭和51年 7 月 5 日に社団法人北海道軽種馬振興公社という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道国際農業交流協会（昭和63年 4 月 1 日に社団法人北海道国際農業交流協会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北方圏センター（昭和47年 1 月28日に社団法人北方圏センターという名称で設立された法人をいう。）

北海道厚生農業協同組合連合会

北海道住宅供給公社

北海道土地開発公社

北海道土地改良事業団体連合会

北海道農業会議

別表第 2 中「株式会社 H A R P」を削る。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道人事員会告示

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中澤 義 則

第1項第6号及び第7号中「生涯学習部」を削り、同項第8号中「部長、副部長又は附属
情報処理教育センター長である」を削る。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

渡島支庁管内の項中

七飯町字東大沼	東大沼小学校	1	を
---------	--------	---	---

七飯町字東大沼	東大沼小学校	1	に改
七飯町字西大沼	大沼小学校鈴蘭谷分校	1	
七飯町字西大沼	大沼中学校鈴蘭谷分校	1	

め、網走支庁管内の項中

遠軽町瀬戸瀬東町	瀬戸瀬小学校	1	を
----------	--------	---	---

遠軽町瀬戸瀬東町	瀬戸瀬小学校	1	に改
遠軽町留岡	東小学校望の岡分校	1	
遠軽町留岡	遠軽中学校望の岡分校	1	

める。

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中澤 義 則

網走支庁管内の項中「紋別養護学校きたみ学園分校」を「北見支援学校」に改める。

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中澤 義 則

釧路支庁管内の項中「厚岸水産高等学校」を「厚岸翔洋高等学校」に改める。

